

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、A所在のBに入職し、業務に従事していた。

請求人によれば、平成○年○月、横領事件が発覚し、裁判や風評処理などの対応に追われるようになり、同年○月には、上長が新たに任命されたことで、解雇されるのではないかという強いストレスを感じていたという。

また、請求人によれば、平成○年○月○日開催された会において、上長らが体調不良のため欠席した請求人を懲戒処分にしようとするなど、あからさまに請求人を解雇に追い込もうとする動きがみられるように感じ、発熱したり、体が重くなって気分が悪くなったりしたという。

請求人は、平成○年○月○日、C病院に受診したところ「うつ病」と診断され、その後同病院にて「双極性障害」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務が原因であるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）

作成の意見書によると、請求人は平成〇年〇月上旬頃にICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」を発病し、その後「F31 双極性感情障害」に移行したとされている。請求人の症状等の経過に照らすと、当審査会としても専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の精神障害発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、業務による心理的負荷評価表の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

(4) 請求人は、評価期間における業務による心理的負荷の対象となる出来事として、主として、「請求人の解雇が不当解雇であること」、「Dらから長期間にわたって悪質なパワーハラスメントを繰り返し受けていたこと」及び「請求人の社会的評価を低下させるような虚偽の情報を住民らに広く伝えたこと」を主張している。

ア 「請求人の解雇が不当解雇であること」について

(ア) 請求人は、平成〇年〇月〇日、Eから「請求人とFが懲戒処分になる。」とFが言っていた旨電話報告を受けたが、あからさまに請求人を解雇に追い込もうとする動きがみられ、いつ解雇されるかわからない状況になって体調不調となった旨主張している。

(イ) 請求人は、Eの言葉を通して、解雇になるかもしれない旨の情報を得たものにすぎないことから、当審査会としては、業務による心理的負荷評価表の「退職を強要された」（平均的な心理的負荷の強度Ⅲ）に該当するとみても、その心理的負荷の総合評価はせいぜい「弱」程度であると判断する。

(ウ) なお、請求人は、平成〇年〇月〇日付けで言い渡された解雇が不当であったことを強調しているところ、当審査会の審理の対象は、解雇が妥当か否かについて判断するものではなく、仮に解雇が不当であるからといって直ちにその心理的負荷の程度に影響を及ぼすものとは言い難く、その主張は採用できない。

イ 「Dらから長期間にわたって悪質なパワーハラスメントを繰り返し受けていたこと」について

(ア) 請求人は、①通用口に鍵を取り付けたことについて、平成〇年〇月〇日以降、Dらから「常軌を逸している」、「責任を取ってもらう」などと数回にわたって非難された、②平成〇年〇月〇日、Fから稟議書の書き方で文句を言われたなどと主張している。

(イ) ①について、Gは、明らかにビス止めの跡が残っており、常識では考えられなかったので、「こんなことをしたら、Bの財産を壊したことになる。」、「誰がこんなことをしたのか。」と言った記憶はあるが、請求人に対して言ったという認識ではなかったし、後に、請求人がビス止めをしたことが判明しても、同人を問い詰めてなじったり、詰問したり、厳しく追及したりしなかった旨述べている。また、②について、平成〇年〇月〇日の職員会議の録音記録をみても、GやFが請求人を指導していることは確認できるものの、叱責等があったものとは認められない。

(ウ) 以上から、当審査会としては、業務による心理的負荷評価表の「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度Ⅱ）に該当するとみても、その心理的負荷の総合評価は「弱」程度であると判断する。

ウ 「請求人の社会的評価を低下させるような虚偽の情報を広く伝えたこと」
について

(ア) 請求人は、平成〇年〇月〇日の会において、Dらは請求人の評価を貶める意図の嘘の情報を伝え、他にも広めるように求めている旨主張している。

(イ) Fは、平成〇年〇月〇日の会において説明した内容はすべて、その時点で把握していた証拠に基づくものであり、虚偽の事実を言いふらしたことはない旨述べているが、この申述は、請求人とEがBなどを相手に提起した訴訟における証拠資料を含め、一件資料に照らして信用に値するものと判断され、Dらが請求人の評判を貶めようとしたものとは認められない。

(ウ) 以上から、当審査会としては、業務による心理的負荷評価表の「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」(平均的な心理的負荷の強度Ⅲ)又は「上司とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度Ⅱ)に該当するとみても、その心理的負荷の総合評価は「中」程度であって、「強」には至らないものと判断する。

(5) 以上からすると、請求人には、業務による出来事として、心理的負荷の総合評価が「弱」の出来事と「中」の出来事があるが、業務による心理的負荷の全体評価は「中」程度であると判断する。

(6) 請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるので、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。